

# 第1章 都市計画マスタープランについて

## 1-1. 都市計画マスタープランの概要

### (1) 都市計画マスタープランとは

都市計画法に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、市町村が創意工夫のもと、住民の意見を反映させて、都市づくりの理念や目指すべき都市像、地域別の整備方針、諸施策の計画などをきめ細かく、かつ総合的に示したものであり、具体の都市計画をはじめとしたまちづくりの施策の根拠となるものです。

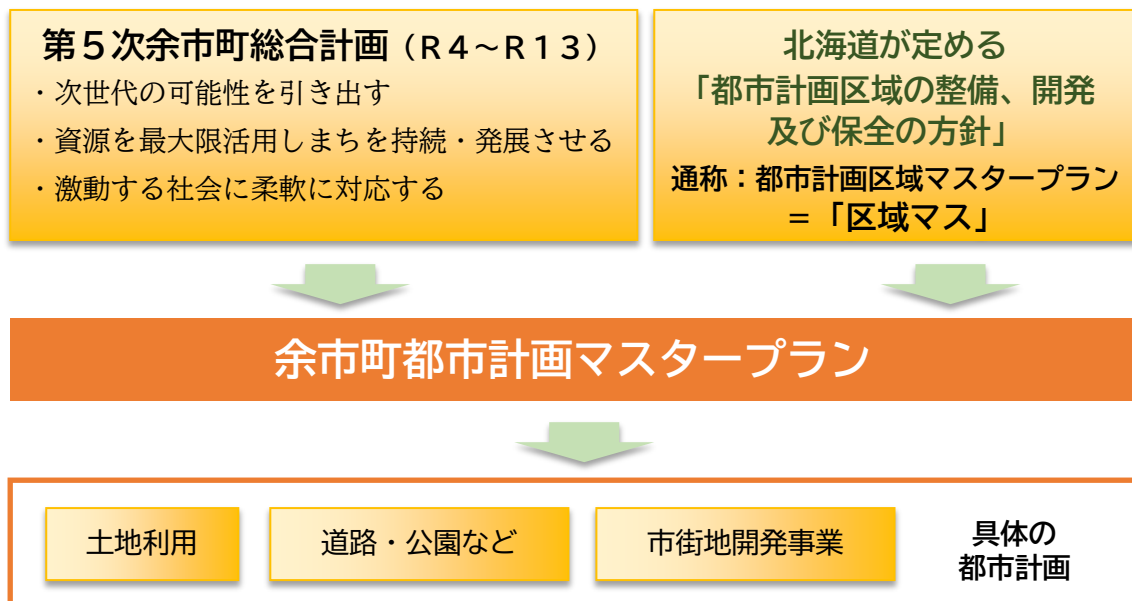
### (2) 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、市町村の行政運営全般の基本方針を示した総合計画（基本構想・基本計画）に即し、その内容をふまえて土地利用や都市施設の整備方針など都市の空間形成や都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等について具体的に示したものとなります。

余市町では現在、「第5次余市町総合計画（計画期間：令和4年度～令和13年度）」を策定し、3つの指針「次世代の可能性を引き出す」「資源を最大限活用しまちを持続・発展させる」「激動する社会に柔軟に対応する」のもと、まちづくりを進めています。

また、北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（通称：都市計画区域マスタープラン（以下、「区域マス」という。）」があり、「区域マス」は、都市計画相互間のきめ細かい調整を図り、都市計画の総合性及び一体性を確保するための、都市計画区域における基本的な方針とされています。（余市町は平成15年度策定、令和3年度見直し）

これらの上位計画と整合を図りながら、都市計画マスタープランの中で具体の都市計画を定めていく必要があります。

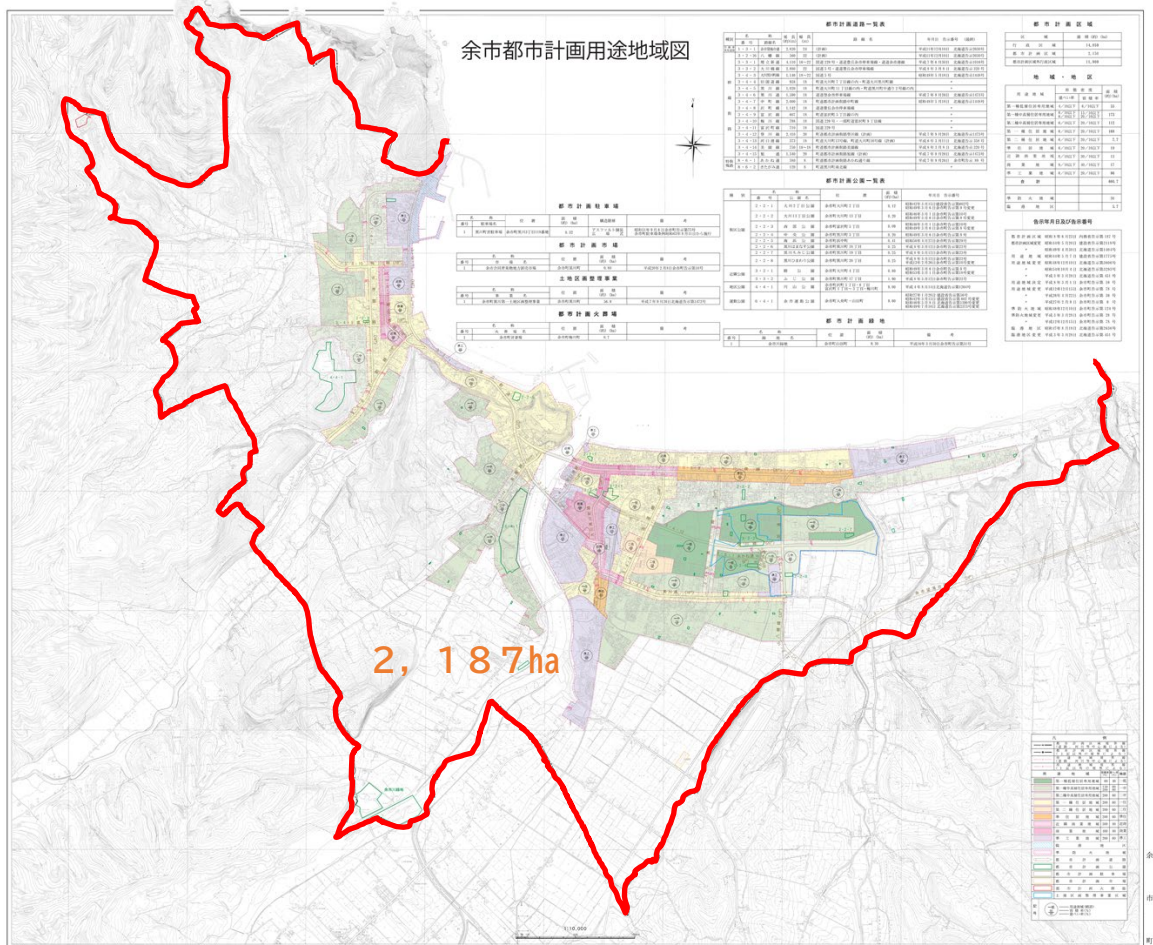


(3) 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和25年度の20年間とします。また、社会情勢の変化や、余市町の都市の動向を考慮し、状況に応じて見直しを行っていくこととします。

(4) 計画の対象区域

余市町都市計画マスタープランの対象区域は、余市町都市計画区域2,187haの区域を対象とします。

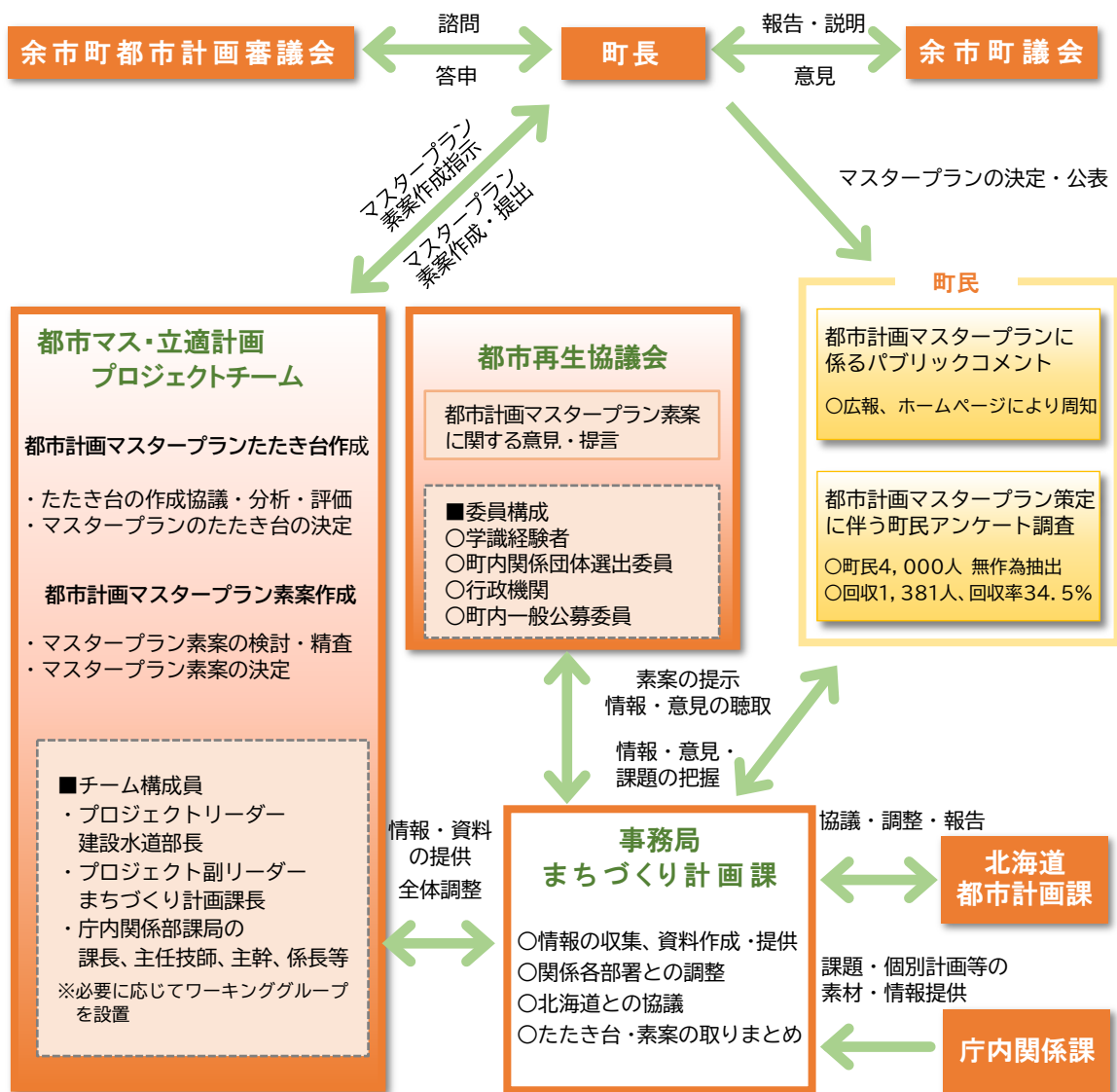


(5) 計画の策定体制

「事務局」を、まちづくり計画課に置き、情報収集、資料作成・提供、全体調整、たたき台・素案のとりまとめ、北海道との協議を行います。

策定組織として庁内に「都市計画マスタープラン変更・立地適正化計画策定プロジェクトチーム」(以下、都市マス・立適計画プロジェクトチームという)を設置し、町民参加として「余市町都市再生協議会」(以下、都市再生協議会という)を設置するとともに、町民アンケートやパブリックコメントを実施し、合意形成を図っていきます。

これらにより素案を作成し、都市計画審議会を経て、余市町都市計画マスタープランとして決定されます。



## 1-2. 都市計画マスタープランの構成

余市町都市計画マスタープランは、「第1章 都市計画マスタープランについて」、「第2章 現況分析」、「第3章 課題整理」、「第4章 全体構想と地区別構想」、「第5章 実現化方策の検討」の5つで構成し、巻末資料では、住民意向調査結果（概要）と都市再生協議会等の記録を付記しています。

